

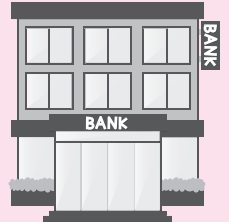
# 令和8年度 市税等納期のお知らせ

納期限	市民税・県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月30日(木)					第1期
6月1日(月)		第1期	全期		第2期
6月30日(火)	第1期				第3期
7月31日(金)		第2期		第1期	第4期
8月31日(月)	第2期			第2期	第5期
9月30日(水)				第3期	第6期
11月2日(月)	第3期			第4期	第7期
11月30日(月)				第5期	第8期
12月25日(金)		第3期		第6期	第9期
2月1日(月)	第4期			第7期	第10期
3月1日(月)		第4期		第8期	第11期
3月31日(水)				第9期	第12期

※普通徴収の場合の納期限です（年金、給与からの特別徴収（天引き）には該当しません。）

○ 市税等の納付は、便利で安心な「口座振替・自動払込」をご利用ください。

- ・申し込み手続きは、市内の金融機関へ直接申し込んでください。
- ・申し込み用紙は、納税課、保険課、市内の金融機関にあります。
- ・持ち物は、預貯金通帳、金融機関届出印、納税（入）通知書です。



○ コンビニ・スマートフォン決済アプリ・Webでの納付も可能です。

バーコード、QRコード(eL-QR)付きの納付書は、納付書裏面に記載の方法で納付できます。(バーコード、QRコード(eL-QR)の有効期限にご注意ください。)

(注) QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

○ 納付は、納期限までをお願いします。

納期限までに納付されない場合、督促状が発送されたり、市税コールセンターから納付催告の電話またはSMS（ショートメッセージサービス）を送信することがあります。

(※ 詳細は裏面をご覧ください。)

● 松本市の納付に関するお問い合わせ

(納税課) 市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（支払に関すること）

電話（代表）34-3000（内線）1376～1379、1391～1398

FAX 39-0723

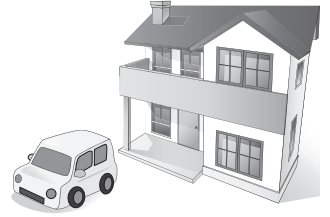
(保険課) 国民健康保険税（税額に関すること）、後期高齢者医療保険料、介護保険料

電話（直通）34-3215

FAX 39-2523

## 《固定資産税・都市計画税、軽自動車税》

- ☆ 固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月下旬に発送予定です。
- ☆ 軽自動車税の納税通知書は、5月上旬に発送予定です。



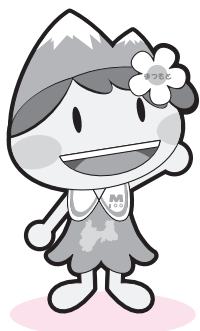
## 《国民健康保険税・後期高齢者医療保険料》

- ☆ 年税額・年間保険料を9回の納期で分割しているため、各納期の納付額は1か月分の額ではありません。
- ☆ 国民健康保険に加入または脱退するときは、14日以内に市役所市民課または支所・出張所窓口で「届出」が必要です。忘れずに「届出」するよう、お願いします。



## 納期限を過ぎると・・・

- ☆ **督促手数料の加算**  
納期限から20日以内に督促状が発送されます。  
また、1通につき100円の督促手数料が加算されます。
- ☆ **延滞金の加算**  
納期限を過ぎますと、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、地方税法等の規定により計算された延滞金が加算されます。
- ☆ **滞納処分**  
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、その税金等を完納しないときには、財産の差押処分を受けることになります。
- ☆ **市税コールセンターからも催告することがあります。**  
納期限までに納付されない場合、市税コールセンターから納付催告の電話またはSMS（ショートメッセージサービス）を送信することがあります。



市職員をかたる  
「還付金詐欺」にご注意ください!!